

東京都の今後の人権施策のあり方について  
－東京都人権施策推進指針に関する有識者懇談会提言（構成案）－

○ 序

1 東京都における人権状況 ⇒ 資料 1-1 参照

2 人権施策の基本的な考え方 ⇒ 資料 1-2 参照

- (1) 人権施策の基本理念
- (2) 施策展開にあたっての考え方
  - ① 共助の心の醸成
  - ② 多様性への理解
  - ③ 自立性の尊重
  - ④ 公共性の視点
  - ⑤ 公平な機会の確保

3 指針で取り上げるべき人権課題 ⇒ 資料 1-3 参照

- (1) 人権課題の検証
- (2) 人権課題

4 施策の進め方 ⇒ 資料 1-4 参照

- (1) 総合的な人権施策の展開
  - ① 「啓発・教育」の観点
  - ② 「相談・保護」の観点
  - ③ 「支援・連携」の観点
- (2) 民間団体、国、他自治体との連携
  - ① スポーツ団体等と連携した啓発の推進
  - ② 企業の自主的な取組との連携
  - ③ 国、他自治体との連携
  - ④ その他の機関との連携

5 都が検討すべき今後の取組 ⇒ 資料 1-5 参照

【参考資料】

- 1 東京都人権施策推進指針に関する有識者懇談会 設置要綱
- 2 懇談会委員 名簿
- 3 検討経過

## 1 東京都における人権状況

- ・ 東京都は、東京を活力があり人々が安心して暮らせる都市とし、世界中の人々を惹きつける魅力ある国際都市東京をつくるため、人間の存在と尊厳を守る人権施策を総合的に推進する「東京都人権施策推進指針」を平成12年に策定。
- ・ 指針に基づき、着実に人権施策を推進してきたが、策定から13年が経過し、社会や経済の状況は変化し、法の改正などにより人権施策の枠組みも変化し、人権課題も社会の変化とともに多様化・複雑化。
- ・ 法務省の「人権教育・啓発に関する基本計画」に北朝鮮当局による拉致問題等の事項が追加されたほか、性的マイノリティや東日本大震災に起因する人権問題等について対応が求められている。
- ・ 平成25年に東京都が実施した「人権に関する世論調査」では、「インターネットによる人権侵害の問題」等の新しい人権課題への都民の関心が高まっている。
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、都市や社会のあり方等に関して、国際社会からこれまで以上に人権尊重の理念の実現が求められている。

## 2 人権施策の基本的な考え方

### (1) 人権施策の基本理念

- ・ 日本の首都・東京には、国の内外から、民族、国籍、宗教、文化、価値観等、様々な背景を持った約1,300万人の人々が集まり、暮らす。
- ・ 東京都は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を開催するにあたり、開催都市に相応しい「世界一の都市・東京」の実現を目指している。
- ・ 日本や世界の各地から集まった、様々な個性・属性を持つ全ての都民が、お互いに、生活習慣、文化、価値観などの違いを認め合い、心のバリアフリーを実現し、幸せを追求できる都市とする必要がある。
- ・ このため、東京都は、
  - ① 人間としての存在や尊厳が尊重され、思いやりに満ちた東京、
  - ② あらゆる差別を許さないという人権意識が広く社会に浸透した東京、
  - ③ 多様性を尊重し、そこから生じる様々な違いに寛容な東京

を基本理念として人権施策の推進に取り組み、国際都市に相応しい人権が保障された都市を目指す。

### (2) 施策展開にあたっての考え方

- ・ 都が、上記の基本理念を具体化し、中立・公正な人権施策を展開するにあたって踏まえるべき5つの基本的な考え方を提示する。
- ・ これら5つの考え方は相反するものではなく、その全てが人権施策の展開にあたり尊重すべき重要な考え方である。

① 共助の心の醸成

② 多様性への理解

③ 自立性の尊重

④ 公共性の視点

⑤ 公平な機会の確保

### 3 指針で取り上げるべき人権課題

#### (1) 人権課題の検証

- ・ 日本の首都である東京は、世界の主要都市の一つとして、国の中内外を問わず、様々な個性、属性、背景を持った人々が集まっている。
- ・ 東京のような世界を代表する大都市で発生する人権課題は、他の都市とは異なる複雑で多様なものある。
- ・ このため、東京のような大都市での人権課題を把握するためには、世界の都市や国の動向を参考にするとともに、東京独自の視点で検証することが必要がある。
- ・ 今回の指針の更新にあたっては、東京都の現状を反映したものとすべく、社会との関係性に着目し、個に起因して発生する人権課題、社会的関係に起因する人権課題、国際的関係や民族等に起因する人権課題の3つの視点から検討した。
- ・ 勿論、現代社会において、人権課題は様々な側面を有しており、一面だけから語ることはできない。国籍・戸籍や人身売買のように、3つの視点どれにも関連性が強く、1つの視点に收まり切れないものもあるが、今回は特に関係性の強いと思われる面から検討した。

【検討の概念図】

A 個人等、個に起因するもの	B 社会的関係に起因するもの	C 国際的関係・民族等に起因するもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性差等           <ul style="list-style-type: none"> <li>〔男女〕</li> <li>〔性同一性障害〕</li> <li>〔性的指向〕</li> </ul> </li> <li>・ 年齢           <ul style="list-style-type: none"> <li>〔高齢者〕</li> <li>〔子供〕</li> </ul> </li> <li>・ 障害者</li> <li>・ 感染症、疾病による感染者等（HIV、ハンセン病、肝炎等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同和問題</li> <li>・ 犯罪被害者等（性犯罪含む）</li> <li>・ インターネット等を通じた人権侵害</li> <li>・ 災害等に伴う人権問題</li> <li>・ ホームレス</li> <li>・ ハラスメント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民族、外国人</li> <li>・ ヘイトスピーチ</li> <li>・ 信教、宗教</li> <li>・ 国際人道上の問題（拉致被害者等）</li> </ul>

国籍・戸籍等  
人身売買

#### A 個人等、個に起因するもの

- ・ 社会的関係において、個に起因する人権の問題を検討した。
- ・ なお、この概念図は、各人権課題を社会との関係性の視点から捉えたものであり、各課題が個人に責任がある等としたものではない。
- ・ 個に起因する人権では、性差等によるものがあげられる。「女性」については、これまでも人権課題として取り組んできた。また、これまでの指針でも「その他の人権」に「性的マイノリティ」を含めてきたが、前回の指針策定から14年が経過し、同性婚の結婚が法的に認められる国が増加するなど、性的マイノリティに対する社会環境は大きく変化している。特に、世界のアスリートが自ら同性愛をカミングアウトするなど、性的マイノリティの人権が注目されている。

#### B 社会的関係に起因するもの

- ・ 個人と社会との関係に起因する人権の問題を検討した。
- ・ 現行の指針の策定時との大きな違いとしては、インターネットによる人権侵害を挙げることができる。IT技術の急速な発展に伴い、人類に大きな恩恵をもたらした一方で、個人に対する深刻な人権侵害を引き起こしている。
- ・ 東日本大震災の発生により、災害時の人権についても注目されている。
- ・ セクハラ・パワハラ・マタハラなど様々なハラスメントが問題となっている。

#### C 國際的関係・民族に起因するもの

- ・ 国家間の国際的な関係や、民族等に起因する人権問題を検討した。
- ・ 現行の指針策定時には顕在化していなかった、北朝鮮による拉致問題は早急な解決が求められる重大な人権侵害である。
- ・ また、これまでも外国人の人権を取り上げてきたが、近年、世界各国から外国人が訪れ、永住資格を取得する外国人も増加するなど、ニューカマーの受け入れに際し、新たな問題も発生している。
- ・ さらに、来日観光客数の増加、多様化に伴い、ハラールに代表される、外国人の宗教・習俗に対する配慮も新たな課題になっている。

- ・ 最近では、特定の国・民族に対する憎悪を表すヘイト・スピーチも新たな問題となっている。
- ・ この検討で提示した人権課題は、「障害者」や「同和問題」、「外国人」等、被差別対象を取り上げたものあれば、「ハラスメント」や「インターネット等を通じた人権侵害」、「ヘイトスピーチ」等、事象や手段を取り上げたものもある。
- ・ 人権課題は複雑化、多様化しており、一人の人権問題が複数の人権課題に跨っているケースも多く発生している。
- ・ ここでの分類は、あくまでも、都が取り上げるべき人権課題を検証するために特に関係性の深い面から分類したものである。
- ・ 人権課題には様々な側面を有していることから、上記の分類方法により一律に整理できるものではない。

## (2) 人権課題

- ・ (1)による検討を踏まえ、「世界一の都市・東京」実現のため、東京都が取り上げる人権課題として、15課題と複数課題として取りまとめた。
- ・ これまでの指針に加え、「インターネットによる人権侵害」、「北朝鮮による拉致問題」、「ハラスメント」、「災害に伴う人権問題」を加え、「性的マイノリティ」、「路上生活者」を複数課題から独立させた。
- ・ 新たに「親子関係・国籍」、「人身売買」を複数課題に加えた。
  - ・ 女性
  - ・ 子供
  - ・ 高齢者
  - ・ 障害者
  - ・ 同和問題
  - ・ アイヌの人々
  - ・ 外国人
  - ・ H I V 感染者等
  - ・ 犯罪被害者やその家族
  - ・ インターネットによる人権侵害
  - ・ 北朝鮮による拉致問題
  - ・ 性的マイノリティ

- ・ ハラスメント
  - ・ 災害に伴う人権問題
  - ・ 路上生活者
  - ・ 刑を終えて出所した人をはじめ、個人情報の流出やプライバシー侵害、親子関係・国籍、人身売買等
- 
- ・ 社会情勢の変化に応じ、今後、ここで提示していない新しい人権課題が顕在化することも予想される。都は、こうした課題に関する状況を的確に把握するとともに、その解決に向けて積極的に取り組むべきである。

## 4 施策の進め方

### (1) 総合的な人権施策の展開

- ・ 都では、これまで女性や子ども、高齢者、障害者、同和問題等の人権課題を解決するために、それぞれの課題ごとに、その問題が抱える固有の経過と状況を踏まえて施策を講じており、引き続き、それぞれの施策体系の下で、必要な施策を実施していくべき。
- ・ 一方、人権課題は複雑化・多様化しており、また、新しい人権課題が生じていることから、それぞれの課題ごとの施策体系のみでは対応できなくなってきていく。
- ・ こうした課題の解決に向けては、人権問題に共通する観点による総合的な取組を展開していく必要がある。ここでは、人権課題の解決に向けた共通する観点として「啓発・教育」、「相談・保護」、「支援・連携」の3つの観点を提示する。
- ・ 同時に、それぞれの施策体系で実施している事業についても、総合的に推進していくために3つの観点による施策体系にあてはめ、事業相互の関係性やその事業の必要性、効率性等も考慮し、不斷の見直しを行っていくことが求められる。

#### ① 「啓発・教育」の観点

- ア 一般都民に対する人権尊重意識の浸透のための総合的な啓発の推進
- イ 学校教育・社会教育における人権教育・学習の推進
- ウ 人権研修等による都職員の人権感覚の研鑽

#### ② 「相談・保護」の観点

- ア 都民のニーズに対応した相談窓口の設置
- イ 各分野における一時保護機能と自立等支援の充実
- ウ 相談・保護関係機関における相互連携の強化

#### ③ 「支援・連携」の観点

- ア 社会的弱者が暮らしやすい社会をつくるための取組支援
- イ 多様な主体による自主的な取組との協働
- ウ 民間団体との連携強化

## (2) 民間団体、国、他自治体との連携

- ・ 人権尊重の理念が広く浸透した都市を実現するためには、様々な主体が人権施策に参画し、社会全体で取り組む必要がある。
- ・ 都民、企業、民間団体、国、他自治体等、多様な主体がそれぞれの特性を生かし、多角的に都の施策に関わっていくことにより実効性のある人権施策を展開していくことが可能となる。
- ・ 人権課題が複雑化・多様化している今、特に以下の取組、連携を強化していくことが重要であると考える。

① スポーツ団体等と連携した啓発の推進

② 企業の自主的な取組との連携

③ 国、他自治体との連携

④ その他の機関との連携

## 5 都が検討すべき今後の取組

- ・ この提言では、都が人権施策の指針とすべきものとして、人権施策の基本理念や取り上げるべき人権課題、施策の進め方等について提示した。
- ・ 都は、提示したこれらの考え方や施策の方向性を踏まえ、国際都市東京に相応しい社会の実現を目指し、都民に人権尊重の理念を浸透するための取組を検討し、精力的に実施していくべき。